

学校施設目的外使用の利用方法について

令和7年4月1日

1 学校施設の目的外使用とは

- 1-1 飯塚市民のスポーツ振興の一環として、学校の授業や行事などに支障とならない範囲で、学校施設（運動場・体育館 など）を市民の皆さんに利用していただく事業です。
- 1-2 営利を目的とした事業には、施設の利用はできません。

2 施設使用の手順について

2-1 団体登録の申請をする

- ① 施設の利用には団体登録が必要になります。
 〈団体の登録要件〉
 （１）市内に居住または勤務（通学）をする者を含む5名以上の団体
 （２）団体代表者が18歳以上
 ※提出書類：団体登録届、登録団体名簿
- ② 登録の窓口は 【総合窓口】 教育施設課 施設維持係（飯塚市役所6階）
 【その他窓口】 市内各小中学校
- ③ 団体登録届をもとにして届出団体の格付けを行います。

Aランク	Bランク	Cランク
6か月前から使用申込可能 使用料は原則 無料	3か月前から使用申込可能 使用料は原則 無料	1か月前から使用申込可能 使用料は原則 有料
ア 校区内児童・生徒で構成（過半数以上）された、指導者が無償で指導をおこなっている団体 イ 行政機関（子供マナビ塾、熟年者マナビ塾、市が主催・後援・協賛するスポーツ大会を含む。） ウ PTA、自治会（老人会、子供会及び体育振興会等を含む。） エ 保育所（園）、幼稚園、児童館、児童センター ※ 上記のうち、イ～エの団体は登録不要です。	ア 校区外児童・生徒で構成（過半数以上）された、指導者が無償で指導をおこなっている団体	ア A・Bランク以外の全ての団体（社会体育団体等）

2-2 使用の申請をする

- ① 使用したい学校に行き、空き状況を確認してください。
- ② 希望の日時が空いていれば、「様式 3 飯塚市立学校施設目的外使用許可申請書」を学校に提出してください。
- ③ Cランクの団体は有料となりますので、納付書を発行します。金融機関（ゆうちょ銀行を除く）にて振込後に、金融機関からもらう「納入通知書兼領収書」をもって、再度、来校してください。

2-3 施設の使用料について

- ① 利用時間は1時間単位です。1時間未満の場合は1時間単位の料金とします。
- ② A・Bランクの団体は無料、Cランクの団体は有料となります。

施設名称	使用料（1時間）	
	体育館	全面
片面		100円
運動場	無料	
運動場照明灯	60円	
武道場、格技場	200円	
プール	840円	
家庭科室（調理実習室）	150円	
コンピュータ教室	430円	
その他教室（普通教室）	100円	

※家庭科室（調理実習室）とコンピュータ教室は、通常の教室とは別に、コンピュータやガス器具等の使用に係る電気・ガス・水道料金を含んだ金額となっています。

3 遵守事項について

3-1 通常は子ども達が使用している学校施設です。常に善良なる使用者としての注意と義務をもって、設備・備品などは大切に使用してください。

（遵守事項）

- (1) 営利活動及び宗教活動を行わないこと。
- (2) 許可された使用時間内に準備・後片付け・清掃まで行うこと。
- (3) 施設内や周辺地域で騒音や大声で騒ぐ等の行為で近隣住民に迷惑をかけること。
- (4) 学校施設内で飲酒又は喫煙を行わないこと。
- (5) 施設や設備等を破損させた場合は、速やかに学校長に報告し原状回復（弁償）を行うこと
- (6) 教育委員会または学校の都合により使用許可の取り消しがあっても承諾すること。
- (7) 使用料の納入は、必ず決められた期限内に行うこと。
- (8) 教育活動や管理上の支障となる活動は行わないこと。
- (9) その他関係法令を遵守すること。

（引用）

- ①飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例
- ②飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則



よくある質問（Q&A）

Q 1 体育館を利用したいのですが、どうしたらいいですか？

A 1 新規の利用であれば、まず団体登録届を提出してもらいます。手続きについて、利用したい学校に直接お尋ねください。

Q 2 施設内で飲食は可能ですか？

A 2 施設によって飲食の禁止エリアがありますので、詳しくは学校にお尋ねください。
なお、ゴミ等は必ずお持ち帰りください。

Q 3 使用中にケガをした場合に、市から補償されますか？

A 3 原則として、補償はありません。

Q 4 備品の貸し出しは行っていますか？

A 4 学校の状況により、バレーボールのネットや支柱などが貸し出し可能なものとしてありますが、原則は利用者の持ち込みとなります。詳細は直接学校にお尋ねください。

Q 5 施設を予約していましたが、キャンセルはできますか？

A 5 利用日の前日までに、所定の申請書(使用料還付申請書、施設使用料還付請求書)を学校に提出してください。使用料の還付手続きをおこない、後日申請者へ振り込みます。

